

平成 28 年 3 月

コンピュータ給与担当者様



## 健康保険 介護保険 料率変更のご案内

株式会社システムオリジン

TEL (054) 366-0990

FAX (054) 371-0543

平素は弊社のタクシーシステムをご愛顧いただきまして厚くお礼申し上げます。

この度、平成 28 年 3 月分保険料（※平成 28 年 4 月徴収分）より全国健康保険協会の健康保険料率が改正されることになりました。（介護保険料率の変更はありません）

お手数ですが、社会保険ファイルの数値変更をお願い致します。

なお、健康保険組合に加入されているお客様については組合から変更通知がない限り修正する必要はありません。

### <料率変更手順>

① 給与計算→補助ファイル保守→社会保険ファイル保守を選んで下さい。

② 「健康保険料率」の給与・賞与の本人負担、会社負担を変更して下さい。

※各都道府県の料率は異なります。2 ページ目の表で料率を確認し、変更して下さい。

（例：東京都の場合、本人負担、会社負担共に **49.80** への変更となります。）

※料率は全国一律です。上記率は全国健康保険協会の率です。

③ 修正が終わったら、[F9] を押して画面を終了して下さい。

注) それぞれ、4 月分給与計算の直前に変更をお願い致します。

注) 給与締日（月末締め）によっては、3 月分給与計算から変更になる場合もあります。

注) 3 月賞与は新料率に変更してから行って下さい。

その他、ご不明な点は弊社サポートセンター システム担当者までお問い合わせ下さい。

平成28年度の都道府県単位保険料率

都道府県名	会社・本人負担	都道府県名	会社・本人負担
北海道	50.75	滋賀	49.95
青森	49.85	京都	50.00
岩手	49.65	大阪	50.35
宮城	49.80	兵庫	50.35
秋田	50.55	奈良	49.85
山形	50.00	和歌山	50.00
福島	49.50	鳥取	49.80
茨城	49.60	島根	50.45
栃木	49.70	岡山	50.50
群馬	49.70	広島	50.20
埼玉	49.55	山口	50.65
千葉	49.65	徳島	50.90
東京	49.80	香川	50.75
神奈川	49.85	愛媛	50.15
新潟	48.95	高知	50.50
富山	49.15	福岡	50.50
石川	49.95	佐賀	51.65
福井	49.65	長崎	50.60
山梨	50.00	熊本	50.50
長野	49.40	大分	50.20
岐阜	49.65	宮崎	49.75
静岡	49.45	鹿児島	50.30
愛知	49.85	沖縄	49.35
三重	49.65		

<参考>

協会けんぽホームページ <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

平成 28 年 3 月

コンピュータ給与担当者様



## 標準報酬月額 上限変更のご案内

株式会社システムオリジン

TEL (054) 366-0990

FAX (054) 371-0543

平素は弊社のタクシーシステムをご愛顧いただきまして厚くお礼申し上げます。

この度、平成 28 年 4 月分保険料（平成 28 年 5 月納付分）より健康保険における標準報酬月額の上限が 47 等級→50 等級に改定されることになりました。

また、標準賞与額についても年間 540 万→573 万に改定されます。

お手数ですが、標準報酬額マスタと社会保険ファイルの数値変更をお願い致します。

### <変更手順>

- ① 給与計算→補助ファイル保守→標準報酬額保守を選んで下さい。

46	1,150,000	1,115,000	1,174,999
47	1,210,000	1,175,000	1,234,999
48	1,270,000	1,235,000	1,294,999
49	1,330,000	1,295,000	1,354,999
50	1,390,000	1,355,000	9,999,999

- ② 下記のように追加変更をお願いします。

<等級>	<標準報酬額>	<範囲(から)>	<範囲(まで)>
47 等級	1,210,000	1,175,000 ~	1,234,999
48 等級	1,270,000	1,235,000 ~	1,294,999
49 等級	1,330,000	1,295,000 ~	1,354,999
50 等級	1,390,000	1,355,000 ~	9,999,999

- ・ 47 等級は「範囲（まで）」の数字を 9,999,999 から 1,234,999 に変更して下さい。
- ・ 48 等級～50 等級は全データの追加入力をお願いします。47 等級の行にカーソルを移動し↓を押すと新しい行が作成されます。

- ③ 修正が終わったら、[F9] を押して画面を終了して下さい。
- ③ 給与計算→補助ファイル保守→社会保険ファイル保守を選んで下さい。

【健康保険】	
標準報酬額(最高)	1,390,000
標準賞与上限額	5,730,000

**【健康保険】**

標準報酬額(最高)を1,210,000から1,390,000に、標準賞与額上限額を5,400,000から5,730,000に各々変更してください。

- ④ 修正が終わったら、[F9] を押して画面を終了して下さい。
- ⑤ 新等級に該当する被保険者がいる場合、4月25日前後に年金事務所より標準報酬額の改定通知書が届きます。  
通知書が届いた方については人事管理→保守→社会保険保守で健康保険標準報酬月額の変更をお願いいたします。

**【注意】**

- ⑥の健康保険標準報酬月額の変更は5月分給与計算の直前をお願い致します。  
(給与締日によっては4月分給与計算から変更になる場合もあります)
- ①～⑤までの標準報酬額変更については前もって変更して頂いても問題ありません。

その他、ご不明な点は弊社サポートセンター システム担当者までお問い合わせ下さい。